

令和7年度第10回安塚区地域協議会次第

日時：令和8年2月24日（火）午後6時00分から

場所：安塚コミュニティプラザ 3階 大会議室

1 開 会

2 報告事項

(1) 地域独自の予算事業の一覧について

【資料No.1】

3 協議事項

(1) 安塚区地域協議会だより（第41号）の発行について

【資料No.2】

4 自主的審議事項

(1) 自主的審議事項について

5 その他

(1) 次回開催 月 日（ ）午後 時 分から

(2) 市からの連絡事項（区内の行事予定ほか）

6 閉 会

令和8年度 地域独自の予算事業一覧

○事業一覧

No.	事業名	実施主体	総事業費 (①) (千円)	予算額 (②) (千円)	自己負担額 (①-②) (千円)	歳出科目		
						目名称	事業名	担当課
①	安塚花のまちづくり推進事業	特定非営利活動法人NPO雪のふるさと安塚	7,458	5,220 (70%)	2,238 (30%)	みどりのまち推進費	みどりのまち推進事業	都市整備課
2	「風土が料理人2026」スローフードフェア開催事業	特定非営利活動法人NPO雪のふるさと安塚	610	427 (70%)	183 (30%)	農業振興費	安塚地域産業振興施設管理運営費	農村振興課
3	2026 安塚リバーサイド「小さな桜まつり」開催事業	特定非営利活動法人NPO雪のふるさと安塚	1,460	1,022 (70%)	438 (30%)	観光交流費	観光振興対策事業	観光振興課
4	やすづか「小さな秋祭り」開催事業	特定非営利活動法人NPO雪のふるさと安塚	1,480	1,332 (90%)	148 (10%)	農業振興費	安塚地域産業振興施設管理運営費	農村振興課
⑤	ユニバーサルツーリズム推進事業	安塚観光協会	1,020	693 (70%)	327 (30%)	観光交流費	観光振興対策事業	観光振興課
⑥	キハダ活用研究事業	特定非営利活動法人NPO雪のふるさと安塚	410	287 (70%)	123 (30%)	林業振興費	森林保育管理事業	農林水産整備課
⑦	やすづか学園30周年記念シンポジウム開催事業	やすづか学園菱里地域支援委員会	552	386 (70%)	166 (30%)	社会福祉総務費	社会福祉協議会費	福祉課
8	山のうえ真夏の雪まつり事業	山のうえの雪まつり実行委員会	1,276	893 (70%)	383 (30%)	観光交流費	観光振興対策事業	観光振興課
9	山のうえの雪まつり事業	山のうえの雪まつり実行委員会	1,595	1,435 (90%)	160 (10%)	観光交流費	観光振興対策事業	観光振興課

(○数字はR8年度新規) 計 9件 15,861 11,695 4,166

○事業内容（委員会資料から抜粋）

<ul style="list-style-type: none"> ・安塚花のまちづくり推進事業（実施主体：特定非営利活動法人NPO雪のふるさと安塚） 旧安塚町が取り組んできた花のまちづくりを持続的に推進し、交流人口の拡大と地域の活気づくりの機会を創出するため、花苗の植栽、リバーサイドロードの花壇の除草、みどころマップ及び看板の制作等を行う。 ・「風土が料理人2026」スローフードフェア開催事業（実施主体：特定非営利活動法人NPO雪のふるさと安塚） 安塚の風土が育んだ食の魅力を生み出し、住民自らが再認識してそれを内外にアピールすることにより、区内への集客を増やし、農家所得の向上と雇用効果の拡大を図るため、山里のごちそうパーティ等を行う。 ・2026 安塚リバーサイド「小さな桜まつり」開催事業（実施主体：特定非営利活動法人NPO雪のふるさと安塚） リバーサイドの桜並木を会場として、地域住民のアイデアと行動で桜まつりを開催することにより、交流人口の拡大と地域の活気づくりを目指すため、桜茶屋の設置やユニバーサルツアー、桜の写真展を行う。 ・やすづか「小さな秋祭り」開催事業（実施主体：特定非営利活動法人NPO雪のふるさと安塚） 単独でのイベント等の実施が難しくなっている様々な活動団体が連携し、雪だるま物産館や周辺施設、リバーサイドロードなどでイベントを開催することにより、団体の活動意欲向上と地域の魅力発信を図るため、各種体験教室や展示、オープンガーデン等を行う。 ・ユニバーサルツーリズム推進事業（実施主体：安塚観光協会） 雪だるま高原とその周辺地域で、障がい者や高齢者等、誰もが安心して自然体験や野外活動を楽しめるよう受入体制を整備し、他地域との差別化を図り、交流人口や経済効果の拡大を目指すため、インクルーシブスキーレッスンの支援、実務人材の育成等を行う。 ・キハダ活用研究事業（実施主体：特定非営利活動法人NPO雪のふるさと安塚） 漢方薬「百草園」の材料として植林され、旧安塚町の町の木であった「キハダ」を活用した地域活性化の可能性を探るため、キハダ活用研究会を立ち上げるとともに活用可能性基礎調査などを実施する。 ・やすづか学園30周年記念シンポジウム開催事業（実施主体：やすづか学園菱里地域支援委員会） やすづか学園の創設30周年を機に、安塚区での取組実績を広く知らしめ、市内のフリースクールや教育関係者とともに不登校児童生徒の増加について市全体で考える機会とするため、講演会、パネルディスカッション等を含むシンポジウムを行う。 ・山のうえ真夏の雪まつり事業（実施主体：山のうえの雪まつり実行委員会） 地域住民が自らのアイデアと行動で、拠点施設であるキューピットバレイスキー場を活用することにより、交流人口の増加、地域の活性化を図るため、真夏の雪山設置をはじめとした各種アトラクション、ダンスパフォーマンス等を行う。 ・山のうえの雪まつり事業（実施主体：山のうえの雪まつり実行委員会） 冬の一大イベントである「灯の回廊」及び「安塚キャンドルロード」を更に盛り上げ、交流人口の増加と地域の活性化を図るため、雪上花火、山のうえ逆走などのアトラクション及び雪屋台での飲食店出店などを行う。
--

※令和8年度予算は、令和8年第2回（3月）上越市議会定例会での議決をもって成立します。

安塚区地域協議会だより

発行日：令和8年3月25日

発行人：安塚区地域協議会 会長 吉野 誠 一

第41号

《令和7年度は3件の諮問を審議》

安塚区地域協議会 会長 吉野誠一

地域協議会には、市長の諮問機関としての役割があります。「諮問」とは、市長が区内の住民生活に影響が大きい事項について、地域協議会に意見を尋ね求めることです。それに対し、地域協議会がその影響の観点から協議し、整理した意見を申し述べることを「答申」と言います。



令和7年度は、市から安塚区地域協議会に対して3件の諮問があり、それぞれに答申いたしました。その中でも、須川地域生涯学習センターを廃止する諮問に関しては、屋根雪処理や指定避難所等の見地から意見が百出、建物の健全な維持管理及び早期の除却、冬期の災害発生に備える具体的な避難手段等を求める意見を添えて諒としました。

答申の提出は区の住民の意思表示に他なりません。安塚区地域協議会としては、熟議を尽くしたうえで全会一致の結論を導き出すことを心掛けています。

《令和7年度「大・浦・安」地域協議会委員研修会に参加して》

安塚区地域協議会委員 和泉達郎

令和7年11月10日（月）午後から、雪だるま高原キューピットバレイスキー場センターハウスにおいて、令和7年度「大・浦・安」地域協議会委員研修会を開催しました。今年度は安塚区地域協議会が幹事となり、当日は大・浦・安の地域協議会委員、総合事務所職員ら約30名が参加して、研修会と情報交換会の二部制で実施しました。

研修会では、中郷区地域協議会の竹内会長から『地域協議会と地域団体の連携について』と題して講演をしていただきました。その中で、自主的審議を進めるにあたり区内に住む全ての皆さんの声を聴くため、Web 回答等による住民アンケートを実施して地域の課題や今後の取り組み方を明らかにし、「ずっと大好き中郷！未来へのバトン」をキャッチフレーズに、いつまでも住み続けたいまちづくりを基本理念として、地域活性化の方向性を作成したと紹介されました。また、地域協議会を核として各団体との連携を図ることが、地域活性化につながることも述べておられました。



講演を受け、大変、参考になるとともに、今後、当地域協議会が実施する協議の方向性が見えた実感いたしました。安塚区も過去に、住民に対してアンケートを行った実績があるにも拘わらず、活用されていないように思います。今一度、内容を確認して、今後の地域協議会の協議進行の一助として、活用できればと思っています。



最後に、私は今回、司会進行役を仰せ遣ったのですが、研修会の準備から撤収まで、縁の下の力持ちとして尽力いただいた事務局に感謝申し上げます。今後は地位と役割を再認識して、安塚区にお住まいの皆様のために役目を果たして参ります。

裏面へ⇒

《地域協議会の検討結果を引き継いで反映 ～公募型プロポーザルによる利活用事業者募集～》

※【自主的審議事項】旧安塚中学校の利活用について（続報）

令和6年3月末で閉校した旧安塚中学校（以下、「同校」という。）の利活用に関し、市が令和7年10月から、公募型プロポーザルによる利活用事業者の募集（以下、「利活用事業者募集」という。）を行っています。これに係る募集要項には、安塚区地域協議会（以下、「当協議会」という。）が自主的審議事項で検討を続けてきた内容が引き継がれ、反映されました。

『安塚区地域協議会だより（第40号）』（令和7年9月25日発行）に掲載したとおり、当協議会では令和6年7月から、同校の利活用を自主的に審議してきました。この検討の中では、『商業施設化』のアイデアに対して先進地視察に行ったり、『データセンター』のアイデアに対して元雪だるま財団の연구원だった伊藤先生からアドバイスをいただいたり、『やすづか学園の移転』のアイデアに対して学園の運営スタッフと意見交換をしたりと、それぞれの実現可能性を探る取組を積極的に行ってきたところです。

一方、市では4月から『廃校施設の利活用に関するサウンディング（民間対話）型市場調査』を実施して、市内の各閉校施設に対する民間事業者の利活用需要があるかを調査しました。その結果、同校に需要が見込まれると判断したため、利活用事業者募集を行いたい旨、自主的審議を行っている当協議会に対して事前の相談がありました。



利活用事業者募集を行うにあたり、市は、募集要領に当協議会が検討してきた『旧安塚中学校の利活用事業者に期待する利活用方法のイメージ（期待内容）』を引き継いで、記述するとの説明でした。相談された時期はちょうど、当協議会での検討が盛んに行われていた時期だったため、委員の間には自分たちで最後まで議論したい残念な気持ちもありましたが、募集要領に「地域経済の活性化」「地域雇用の創出」のほか、『雪だるま物産館』や『キューピットバレイ』などの利用の増加に貢献できることや「地元の人や子どもたちが集える場所を提供できる」ことなどが盛り込まれ、同校の大きな特色である「雪冷房や太陽光発電の設備を有効に活用してほしい」ことなども記述されたため、当協議会では納得して、市による利活用事業者募集に賛成しました。また、これに伴い、当協議会の自主的審議事項としては、協議を一旦、「休止」にしました。「協議終了」とせず「休止」にしたのは再協議の必要が出た場合に備えての配慮ですが、現在は全委員が、民間の皆さんからより良い提案が出てくることを心待ちにしています。



なお、この募集では令和8年3月に選定委員会で優先交渉先の事業者を選定し、その事業者が地域の皆さんに事業内容の説明をしたうえで、問題がなければ所定の手続きを経て、同年10月頃に契約する予定とのことです。（新保）

【あしがき】
私が地域協議会の委員を拝命して、2年が過ぎようとしています。この2年で何ができたのか、何か役に立てたのか振り返ってみました。つくづく思い知らされたのは、想いと現実の大きな乖離。想いだけでは物事は実現することができないということ。実現するには力が必要です。実行するための計画力、成し得るための資金力、資金が無ければ出資できる力へのアピール力等々が必要です。個々の力は弱くても、協議会という力の集合体に変えて、何かを成すために原点に戻って、協議会の皆さんと共にもう一度、何ができるのか、この安塚をどうしたら元気にできるのか、残り2年で考えていきたいと思います。（秋山）



令和5年度の意見書提出に対する市等の対応状況について
 (【意見書】『リバーサイドロードの整備と管理の促進について』関連)

■市が行っている業務

実施時期	内 容
4月 上～中旬	○安塚リバーサイド「小さなまつり」開催に合わせた市道除雪【従来から】 ○桜の折れ枝除去・回収（原則として高所は行わない）【従来から】
5月～12月 (定型業務)	○沿線の草刈りおよび除草剤の散布 ・草刈り：年2回実施（7月、9月）【従来から】 ・除草剤散布：年2回実施（6月、9月）【R7から新規取組】 ○桜の害虫防除剤の散布【従来から】 ・主にアメシロ対策 ○歩道の路面清掃【従来から】 ・清掃作業：年2回実施（5月、9月） ○板尾公園（公衆トイレ、休憩所）の管理【従来から】 ・公衆トイレの清掃・消耗品の補充（月1回、4～12月） ・浄化槽の維持管理（11条検査） ・冬囲い
随時	○桜の折れ枝の除去・回収【従来から】 ○沿道花壇やインターロッキング等の破損箇所に対する修繕実施 【R5の意見書を踏まえ実施】 ○照明設備の維持管理【従来から】 ・電球交換、分電盤修繕等

■NPO 雪のふるさと安塚が行っている事業

実施時期	内 容
4月中旬	○安塚リバーサイド「小さな桜まつり」【R7から復活】 ・板尾公園周辺での観桜会 ・桜の写真展
6月初旬	○リバーサイドロード花いっぱい DAY【R7から新規取組】 ・沿道町内会と協力して、花壇にヤナギバひまわりを植栽 ・R8年度から桜並木のお礼肥えを実施（予定）
10月 上～中旬	○やすづか「小さな秋まつり」 ・黄金の回廊／ヤナギバひまわり【H23年から】 ・彩とりどり秋祭り／区内で活動する団体・グループ等による体験提供、活動成果発表等【R5年から】

(写)

参考資料 1-②
令和 7 年度第 10 回安塚区地域協議会
令和 8 年 2 月 24 日

令和 6 年度第 1 回安塚区地域協議会次第

日時：令和 6 年 5 月 23 日（木）午後 6 時 30 分から

場所：安塚コミュニティプラザ 3 階 大会議室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 会長及び副会長の選任について 【資料No.1】
- (2) 地域協議会の運営に関する内規について 【資料No.1、資料No.2】

○主な内容

会長に会議を招集することを請求するために必要な委員数について

会議録の確認者について

会議の座席順について

地域協議会だよりの編集方法について

会議の開催日時について 他

3 報告事項

- (1) 引継ぎ事項について 【資料No.3】
- (2) 令和 6 年度安塚区における主な事業等について 【資料No.4】

4 その他

- (1) 次回開催 月 日（ ）午後 時 分から

5 閉 会

第5期地域協議会委員からの引継ぎ事項

■引継ぎ事項

①リバーサイドロードの整備と管理の促進について（意見書及び回答）

- ・ 住みやすい安塚の在り方の検討に向けたアンケートや関係団体等との意見交換会を実施した。それらの意見を基に作成した「リバーサイドロードの整備と管理の促進について」の意見書を市に提出し、市から回答があった。
- ・ 市からの回答では一定の成果があったが、引き続きリバーサイドロードの活用方法等を検討してもらいたい。

【参考資料】 「住みやすい安塚の在り方」の検討に向けたアンケート報告書
リバーサイドロードの整備と管理の促進について（意見書）
リバーサイドロードの整備と管理の促進について（回答）

②安塚区における「地域の活性化の方向性」について

- ・ 委員及び市との認識の共有を図り、市の取組の企画の参考とするため、地域において特に重視したいことや大切にしたいことを基に作成したので、引き継いでもらいたい。

【参考資料】 安塚区における「地域活性化の方向性」

■経緯

- ・ 令和3年 12月 自主的審議事項のテーマの検討を開始
- ・ 令和4年 4月 安塚区全世帯にアンケート調査を実施
- 5月 「地域の活性化の方向性」の検討を開始
- 6月 アンケートを回収、集計（回収率81.4%）
- 7月～ 自主的審議事項に係る小委員会を開催
- 9月 各種団体等と意見交換会を実施
- ・ 令和5年 6月 「地域の活性化の方向性」を地域協議会で決定
- 9月 リバーサイドロードの整備と管理の促進について、市へ意見書を提出
- 10月 市から意見書の回答を受領

令和5年9月5日

上越市長 中川 幹太 様

安塚区地域協議会
会長 松苗 正二

リバーサイドロードの整備と管理の促進について（意見書）

このことについて、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり当協議会の意見を取りまとめましたので、提出いたします。

記

リバーサイドロード（市道松崎安塚和田線）は、安塚区松崎から和田まで全長約6キロメートルの間、約500本の桜並木が続く、安塚区の主要な観光スポットの一つであり、地域住民の憩いの場でもあります。春は桜、秋は柳葉ひまわりが咲き誇り、地域の団体の主催によるイベントが開催されるなど、市内外からも大変多くの方が訪れています。

整備については、市道の維持管理として、業者委託による草刈りや歩道の路面清掃、桜の枝折れ回収等が実施されています。また、地域住民も市道の一部区間で自主的に草刈りを行っているほか、桜の時期にあわせた提灯の設置等の取り組みを行っております。

当協議会では、令和3年12月に「住みやすい安塚の在り方について」というテーマで自主的審議事項の審議を開始し、これまで地域住民を対象としたアンケートや各種団体との意見交換等も実施しながら、地域が抱える課題とその改善に向けた検討を重ねてまいりました。

その結果、地域住民の皆様が、リバーサイドロードを安塚区の大きな魅力・宝の一つとして捉え、愛着を持っている一方、現在市が行っている整備と維持管理が行き届いていない部分があり、その改善を強く望んでいる声を確認することができました。

地域住民にとって住みやすく、市内外の人にとっても訪れたいと思える地域を実現するためには、本リバーサイドロードを安全、良好な状態とすることが何よりも必要です。

また、私たち地域住民は、関係団体を中心に連携を図りながら、引き続き整備や利活用に向けての取り組みに携わるとともに、今後の住民の機運醸成にも取り組みたいと考えております。

つきましては、リバーサイドロードの整備促進のため、市として、現行の街路樹等管理業務委託を次年度以降も継続するとともに、次の事項について、実現に向けた検討をお願いいたします。

また、整備等実施後の利活用方法等について、当協議会で検討中のアイデアをまとめたものを添付しますので、あわせてご覧ください。（参考資料）

リバーサイドロードの危険箇所の改善等について

●インターロッキングの不陸箇所の修繕

インターロッキングの不陸が発生し、歩行時やランニング等で使用する際に転倒等の危険があるため、修繕を求めます。

●インターロッキングの苔の除去

現在も業者委託により年2回歩道の路面清掃が実施されていますが、目地に苔が溜まるなど、上記と同様の恐れがあるため、清掃方法の見直しや清掃回数の追加を求めます。

●安塚中学校付近ガードレール（歩行者自転車用柵）の修繕

ガードレールの変形や陥没が発生し、転落等の危険があるため、修繕を求めます。

●歩道内石積花壇の修繕

歩道内石積花壇が多数破損し、危険であるため、修繕を求めます。

●歩道内石積花壇の除草と低木の剪定

歩道内石積花壇は草木が生い茂り、手入れされていないサルスベリの枝が歩道上にはみ出るなど、危険であるとともに、景観を損ねているため、除草と剪定の実施を求めます。

●桜の枝折れ除去・回収

現在も業者委託により桜の枝折れ回収が実施されていますが、雪の重みで枝が垂れ下がったままになっている箇所があり、利用者の安全な通行が確保されないとともに、景観を損ねているため、枝折れ除去・回収の充実を求めます。

リバーサイドロードの一層の利活用に向けた安塚区地域協議会としてのアイデア

●ウォーキング・ランニングコースとしての内容の充実

- ・ウォーキングやランニングで使用する際の見印用として、歩行距離表示を設置する。
- ・景色等を楽しみながらウォーキングやランニングができるよう、マップを作成する。
- ・フォトスポットを数箇所整備し、SNSを活用して広くPRする。

●桜や柳葉ひまわり等の魅力をいかしたイベントの開催

- ・リバーサイドロード観桜会の復活や区外の人でも参加可能な周回マラソン大会等のイベントを開催する。

●市と地域が一体となって行う共助による環境整備

- ・市が行う環境整備を側面から支援するため、ボランティアの活用や各町内会の役割分担による清掃作業等の仕組みを検討する。

※上記の内容は、当協議会内で検討中のアイデアです。今後、関係団体等と連携しながら、実現に向けた検討を進めてまいります。

上浦建第26672号

令和5年10月2日

安塚区地域協議会

会長 松苗 正二 様

上越市長 中川 幹太

(道路課)

(浦川原区総合事務所)



リバーサイドロードの整備と管理の促進について (回答)

令和5年9月5日付けで提出のありました意見書について、下記のとおり回答いたします。

記

貴協議会におかれましては、「住みやすい安塚の在り方について」というテーマで令和3年度から3年間にわたりご審議いただき、リバーサイドロードを地域の大きな魅力・宝として愛着をお持ちいただいていることに感謝申し上げます。

リバーサイドロードにつきましては、平成15年度に供用を開始し、市が維持管理をしてきました。具体的には、地域の協力もいただきながら、年2回の草刈りと路面清掃、雪による枝折れ処理などを実施し、安全で快適な歩行空間の創出に努めてまいりました。

しかしながら供用開始から20年が経過する中で、花壇やインターロッキングが経年劣化により徐々に破損し、この度貴協議会から不陸箇所や花壇破損等の6つの修繕要望をいただいたところであります。

この要望を受け、改めて全区間を点検したところ、道路管理者として通行上支障となると判断した不陸箇所や花壇破損箇所を確認しましたので、今年度から順次修繕してまいります。また、今回地域との協働事業として提案のありました花壇の植栽管理については、受け手となる地域の体制や花苗などの資材等の対応が地域によって異なると思われますので、地域の皆さんとよりよい維持管理の実現に向けて協議してまいりたいと考えております。

貴協議会の皆さまには、引き続きイベントの実施を含めリバーサイドロードの利活用について検討していただくとともに、道路の維持管理についてお気づきの点がございましたらお知らせいただき、ご提案のとおり貴協議会をはじめとする地域の皆さんと一緒に環境整備に努めてまいりたいと考えております。

令和 8 年第 2 回（3 月）上越市議会定例会審議日程

会期26日間

月 日 (曜)	時 間	会 議 名	会 議 室 名	備 考
2月27日 (金)	午前 10 時	本 会 議	議 場	全案件上程～提案説明 ～質疑
2月28日 (土)				
3月1日 (日)				
3月2日 (月)	午前 10 時	本 会 議	議 場	質疑～委員会付託
3月3日 (火)	午前 10 時	厚生常任委員会	第 1 委員会室	付託案件の審査
3月4日 (水)	午前 10 時	厚生常任委員会	第 1 委員会室	付託案件の審査
3月5日 (木)	午前 10 時	農政建設常任委員会	第 1 委員会室	付託案件の審査
3月6日 (金)	午前 10 時	農政建設常任委員会	第 1 委員会室	付託案件の審査
3月7日 (土)				
3月8日 (日)				
3月9日 (月)	午前 10 時	文教経済常任委員会	第 1 委員会室	付託案件の審査
3月10日 (火)	午前 10 時	文教経済常任委員会	第 1 委員会室	付託案件の審査
3月11日 (水)	午前 10 時	総務常任委員会	第 1 委員会室	付託案件の審査
3月12日 (木)	午前 10 時	総務常任委員会	第 1 委員会室	付託案件の審査
3月13日 (金)				委員会予備日
3月14日 (土)				
3月15日 (日)				
3月16日 (月)	午前 10 時	本 会 議	議 場	一般質問
3月17日 (火)	午前 10 時	本 会 議	議 場	一般質問
3月18日 (水)	午前 10 時	本 会 議	議 場	一般質問
3月19日 (木)	午前 10 時	本 会 議	議 場	一般質問
3月20日 (金)				春分の日
3月21日 (土)				
3月22日 (日)				
3月23日 (月)				議事整理日
3月24日 (火)	午前 10 時	本 会 議	議 場	1 委員会付託案件の採決 2 その他

発言通告の締切り	総 括 質 疑	2月20日 (金) 午後 5 時
	一 般 質 問	3月6日 (金) 正 午